

タッピーフレンズ事業実施要綱

令和元年6月3日東区長決裁

最近改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東区の活性化及び発展に資する活動(以下「地域貢献活動」という。)を行おうとする企業、教育機関その他団体(以下「企業等」という。)を東区の特別な仲間「タッピーフレンズ」と位置付け、その活動内容の広報や企業等及び区民相互の連携促進等を通じて地域貢献活動の普及拡大及び東区の活性化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(タッピーフレンズ)

第2条 タッピーフレンズとは、本事業に賛同し、「タッピーフレンズ申込書」(様式1)により参加申込みを行い、次条第1項の規定により登録された企業等のことをいう。

(登録)

第3条 区長は、前条の規定により申込書が提出されたときは、次項の要件に適合するかどうかを確認し、適当と認めるときには、タッピーフレンズとして登録するとともに、「タッピーフレンズ登録通知書」(様式2)により申込みを行った企業等に通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、タッピーフレンズと認めない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業・団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (3) 各種法令等に違反している企業・団体
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業・団体
- (5) 社会問題を起こしている業種又は企業・団体
- (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体
- (7) その他前各号に準ずる業種又は企業・団体
- (8) その他区長が不相当と認めた事業者又は団体等

3 区長は、登録することが不相当と認めるときは、申込みを行った企業等に対しその旨を通知するものとする。

(タッピーフレンズ事業)

第4条 東区は、次に掲げる事項について企画運営、支援その他の事業（以下「タッピーフレンズ事業」という。）を行うものとする。

- (1) 「東区民ホームページ」等におけるタッピーフレンズの紹介
- (2) 東区庁舎内に設置する「タッピーフレンズ掲示板」における、各企業等が発信する情報の掲示
- (3) その他タッピーフレンズと地域又はタッピーフレンズ同士を結びつける各種取組（登録解除の届出）

第5条 登録企業は、登録の解除を希望するときは、「タッピーフレンズ登録解除申出書」（様式3）を提出しなければならない。

2 区長は、前項の申出書を受理したときは、登録を取り消すものとする。

（登録の抹消）

第6条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、タッピーフレンズの登録を抹消するものとする。

- (1) 倒産、解散その他の事由により登録団体が存続していないことが判明したとき。
- (2) その他区長が登録の抹消を必要と認めたとき。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、タッピーフレンズ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。